

和光市公共施設予約システム 利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、和光市公共施設予約システム(以下「本システム」といいます。)を利用して、和光市及び指定管理者(以下「市等」といいます。)が管理する公共施設の予約申込等をする際に必要となる利用者登録を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用者登録規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等の手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は本システムによるサービスを提供します。本システムで利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(利用者登録した団体が利用できる施設)

第3条 利用者登録した団体が利用できる施設は、次に掲げる施設です。

- (1) 総合体育館
- (2) 運動場
- (3) 庭球場
- (4) 荒川河川敷運動公園
- (5) 勤労福祉センター
- (6) 公民館
- (7) アーバンアクア公園(わこスポ)
- (8) 和光市民プール
- (9) 児童センター
- (10) 認定施設(夜間の利用に係る広沢小学校運動場、本システムの利用が適当であると市長が認めるもの。)

(利用者登録の対象者)

第4条 利用者登録をすることができるのは、次に掲げる各号の全てに該当する団体です。

- (1) 市内団体
ア 団体の代表者が18歳以上で、和光市在住、在学、在勤の者であること。
イ 団体構成員が10人以上(庭球施設のみを利用する団体は2人以上、和光市民プールのみを利用する団体、または児童センターのみを利用する団体、公民館のみを利用する団体は5人以上)であること。
ウ 団体構成員の7割以上が和光市在住、在学、在勤の者であること。ただし、庭球施設のみを利用する団体のうち、団体構成員が4人以下のもの及び認定施設を利用する団体については全てのものが、庭球施設のみを利用する団体のうち、団体構成員が5人以上のもの及び児童センター、公民館団体にあつては5割以上のものが、和光市在住、在学、在勤の者であること。
- (2) 市外団体
ア 市内団体以外の団体であること。
イ 団体の代表者が18歳以上であること。
ウ 団体構成員の数が10人以上(庭球施設のみを利用する団体、和光市民プールのみを利用する団体、児童センターのみを利用する団体及び公民館のみを利用する団体は5人以上)であること。

(利用者登録の申請)

第5条 本システムの利用を希望する団体は、利用する施設により次の各号に定める窓口(以下「受付窓口」といいます。)へ団体代表者の本人確認のできる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、学生証、社員証、パスポートなど。以下「本人確認書類」といいます。)を提示の上、和光市公共施設予約システム利用者登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)(様式第1号)及び利用者登録団体名簿(以下「団体名簿」といいます。)(様式第2号)を提出するものとします。団体構成員についてはその状況を確認できる書類(当該書類の写しでも可)を併せて提示するものとします。ただし、庭球団体については、団体構成員全員の顔写真(縦2.5cm×横2cm、スナップ写真可)を併せて提出するものとします。また、公民館においては団体名簿を公民館利用者登録・更新時の会員名簿に代えることができます。

- (1) 総合体育館を利用する団体
総合体育館
- (2) アーバンアクア公園(わこスポ)、運動場、荒川河川敷運動公園を利用する団体
アーバンアクア公園(わこスポ)、運動場
- (3) 勤労福祉センターを利用する団体
勤労福祉センター
- (4) 和光市民プールを利用する団体
和光市民プール
- (5) 認定施設(本システムの利用が適当であると市長が認めるものうち、国有施設庭球場・グラウンド。)を利用する団体
運動場
- (6) 認定施設(夜間の利用に係る広沢小学校運動場)を利用する団体
市役所スポーツ青少年課
- (7) 児童センターを利用する団体
総合児童センター
- (8) 公民館を利用する団体
各公民館、市役所生涯学習課(免除団体の新規利用者登録のみ受付)

(利用者カードの発行等)

第6条 市等は、利用者登録ができる各窓口において、前条により提出のあった登録申請書及び団体名簿の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、和光市公共施設予約システム利用者登録カードを発行するとともに、登録申請書の申請内容及びカード番号をシステムに登録します。また、承認された庭球団体の団体構成員全員に庭球場利用登録証を発行します。ただし、不適当と認めるときは、理由を付して申請者に不許可の通知をします。

2 利用者は、市等が発行した公共施設予約システム利用者登録カード及び庭球場利用登録証(以下「利用者カード」といいます。)を次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名(団体の場合は団体名を記入)してください。
- (2) 利用者は、利用者カードを慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。
- (3) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを持参してください。
- (4) 利用者カードは、登録した団体(庭球場利用登録証の場合は本人)以外には使用できません。また、利用者カードは、他人及び他団体にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(カード番号・パスワードの利用・管理)

第7条 利用者は、カード番号、パスワードを本システムに入力することにより、利用申込等の手続を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

3 市等は、これら厳重に管理されたカード番号・パスワードにより行われた手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失、盗難)

第8条 利用登録者は、利用者カードの紛失又は盗難があった場合は、直ちに受付窓口へ和光市公共施設予約システム利用者登録カード失函(様式第4号)を提出するものとします。

(利用者カードの再発行)

第9条 利用者は、利用者カードを紛失、又は著しくき損した場合は、受付窓口へ本人確認書類を提示の上、和光市公共施設予約システム利用者登録カード再交付申請書(様式第5号)を提出し、新たに利用者カードの発行を受けることができます。

2 利用者は、前項の申請により利用者カードの再

交付を受けた場合は、当該利用者カードの再交付に係る実費相当分を負担するものとします。

(利用者登録の変更)

第10条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、受付窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる書類等を提示の上、利用者カードとともに和光市公共施設予約システム利用者変更申請書を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の有効期間及び更新)

第11条 利用者登録の有効期間は、利用者登録をした日(更新をした場合は、当該更新をした日)の属する月の初日から起算して3年間とします。ただし、公民館の利用者登録の有効期間は、別に定めます。

2 利用者(公民館の利用者を除く。第13条において同じ。)は、前項の有効期間満了後も引き続き本システムを利用しようとするときは、有効期間が満了する日の6月前から有効期間が満了する日までに、利用者登録の更新の申請を行わなければならないとします。

3 第5条の規定は、利用者登録の更新について準用します。

(利用者登録の廃止)

第12条 利用者は、利用者登録を廃止しようとするときは、受付窓口へ和光市公共施設予約システム利用者登録廃止届出書(様式第6号)に利用者カードを添えて提出するものとします。

(利用者登録の抹消・停止等)

第13条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消又は停止することができるものとします。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされた場合
- (2) 和光市公共施設予約システムの利用手続等に関する規則の規定又は本規約に重大な違反をした場合
- (3) 利用者が利用者登録又は利用者登録の更新をした日の属する月の初日から起算して3年間本システムを利用しなかった場合
- (4) 各利用施設の規定による利用者登録の更新しなかった場合
- (5) その他利用者として不適当と市長が認めた場合

(施設及び利用方法)

第14条 本システムの利用申込等手続の具体的な方法については、和光市が別に定めるものとします。

(免責事項)

第15条 市等は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第16条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市等は、利用者の申請に基づき収集された個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として、各施設の管理者が利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第17条 提出された登録申請書の記入字体が、本システムで取扱い困難である場合、本システムで表示される字体並びに郵送物等の字体は標準文字になります。

(利用者登録規約の変更)

第18条 市等は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成19年3月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成23年2月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成24年2月23日から適用します。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から適用します。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から適用します。

附 則

この規約は、令和3年6月4日から適用します。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から適用します。

附 則

この規約は、令和3年10月1日から適用します。

附 則

この規約は、令和4年10月20日から適用します。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から適用します。